

パブリックコメントの結果について

- (1) 実施期間 令和5年12月21日から令和6年1月19日まで(30日間)
- (2) 提出意見 1件
- (3) 意見の内容と回答

意見

第4章第1節 高齢者福祉事業(29ページ)について

高齢者数14,340人に対してサロン参加者数920人(6.4%)、シニアクラブ加入者数307人(2.1%)はあまりに少な過ぎるではありませんか?

高齢者団体の運営は高齢者任せにするのではなく、より若い世代がサポートする仕組みを強化する必要があります。自治会の主要な事業として位置付けるべきです。高齢者向けの音楽療法などを計画的に行う自治会に対して手厚く補助金を支給する制度を確立してください。

回答(市の考え方)

高齢者ふれあい・いきいきサロンやシニアクラブ(老人クラブ)は、地域で自主的に運営されている組織であり、現役で働く高齢者の増加や趣味の多様化の影響もあり、参加人員が減少しています。シニアクラブの加入数の307人は補助金申請したクラブのみの会員数であり、補助金申請せず各地域で活動している団体も多くあります。そのため、次期計画期間中に、各地域で活動している団体の実施状況を把握して、今後も活動を維持できるよう支援します。

なお、補助金については、高齢者ふれあい・いきいきサロンやシニアクラブ(老人クラブ)に対し、「福祉関係団体活動費補助金」を交付しており、令和6年度からは、市老人クラブ連合会に登録していない、地域で活動している団体(対象となるための一定の条件あり)に対しての補助金や、シニアクラブの活動を充実するための補助額の拡充を予定しております。なお自治会に対しては、「自治振興事務費等交付金」を交付し、その交付金を自治会から各団体に活動費として交付されていることもあるため、自治会に対しその他の補助金を交付する予定はございません。